

法制担当部署による意見一覧

(全体)

1. 「遅しい行動力を…」は、他の条例中、漢字で表記している例はないため、ひらがな表記へ修正すること。

(基本となる用語)

2. 第1号中「市内で事業又は活動を行う法人、団体および組織を…」については、下記表に基づき整理し、「市内で事業又は活動を行う者(以下「事業者」という。)を…」に修正すること。

また、「者」とは、法律上の人格をもつもの(自然人や法人)を表すときに使われ、「物」とは、権利の対象となる物件を表すときに使われ、「もの」は「者」「物」意外のものを表すときに使われるため、自治基本条例では、個人事業者と法人をさすので「者」を使用すべきである。

【国税法】

【自治基本条例】

事業者	個人事業者			⇒	市民	
	法人	公企業				普通法人(株式会社等)
		私企業	公益法人(宗教・医療法人等)			
			社団法人・財団法人			
		国、都道府県				
		市町村				
	団体					⇒
					市	
					市民	

3. 第2号について、「市」は、市議会と執行機関(補助機関としての職員を含む)を表す機関としての意味と、また「住民」の概念を含んだ普通地方公共団体としての意味を有する。全体を通して、この使い分けができてないので、普通地方公共団体としての使い方をする場合、「市」を「本市」と表記してはどうか。
4. 第2号中「市議会及び市の執行機関含めた普通地方公共団体をいいます。」については、地方自治法では「市民」は普通地方公共団体の人的構成要素となっており、第1号と定義が重複するため、「本市の議会及び執行機関をいいます。」に変更すること。

【参考】

普通地方公 共同体	住民		
	議会		
	執行機関	市長	副市長
			会計管理者
			出納員及び会計職員
			職員
	教育委員会		
	選挙管理委員会		
	監査委員		
	公平委員会		
	農業委員会		
	付属機関		
	協議会		
	機関等の共同設置		
事務の委託			
地縁による団体			
特別地方公 共同体	一部事務組合		
	広域連合		
	財産区		

【自治基本条例】

市民
市
市
市民 コミュニティ
市



5. 第4号中、「取り組みを進めている団体、」と「活動を展開している組織」の表記が異なるが、団体と組織で使い分けをしているのか。

(市民自治の原則)

6. 第4条中、「市民の参画を得て市民の意思と責任に基づき、…取り組むことを原則とします。」と記載されており、地域課題に取り組むその責任を取るのが市民だけと解釈されかねない。当然、市も行政を行うため、修正すべき。

(市民の権利)

7. 第7条第1項中「平等にまちづくりに参画…」と第9条第4項中「市民は、まちづくりへ参画…」となっているので、表記を統一すべきである。

(市民の責務)

8. 第9条第5項「市民は、第7条第1項から第5項に定める…」を「市民は、第7条に定める…」に修正。

(情報の公開・提供)

9. 第12条第3項「必要な事項は、別に定めます。」の表記について、この表記では詳細事項が、条例、規則、規程、要綱のどれに定められているのか不明。現在すでに条例に定めている、もしくは今後定めるべきものは、明確に「別に条例で定めます。」と表記したほうが市民にとって丁寧である。以降において同様。

(住民投票)

10. 第17条第1項中「…地方自治法の規定に基づき…」は、「…地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規程に基づき…」とするなど、具体的な条文をいれるべき。

11. 第17条第3項中「…地方自治法で定める有権者総数の…」の表記はわかりづらいため、「議会の議員及び市長の選挙権を有する者の総数の…」と表記するほうがよい。

(市議会の責務)

12. 第19条「市議会は、…説明責任を果たすよう努めなければなりません。」第20条「議員は、…説明責任を果たすよう努めなければなりません。」第23条「職員は、…説明責任を果たさなければなりません。」と市長を除く市のすべてに説明責任を課しておりバランスをとるため、市長へも説明責任を明記しておくほうがよい。

(財務)

13. 第26条「市の執行機関は、…総合計画等を踏まえて」について、市のすべての計画は総合計画を基礎とすべきであるから、「等」を削ることによってその根拠を明確にすべき。

(国際交流)

14. 第33条第2項中「市は、関西国際空港と連携・協力して…」について、「関西国際空港」とは、法人としての関空(株)、施設としての空港、関空島で働く人、利用者など、いったい何を指すのか明確にすべき。